

平成31年4月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 平成31年4月12日(金) 午後3時30分から午後一時一分

2 開催場所 菊水ロマン館 2階大広間

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(10名)

| | | | | | |
|------|-----|-------|------|-------|-----------|
| 会 長 | 1 番 | 荒木 政士 | | | |
| 会長代理 | 2 番 | 甲斐 正晴 | | | |
| 委 員 | 3 番 | 平山 正光 | 4 番 | 本山 圭司 | 5 番 有働 憲一 |
| | 6 番 | 石原 由紀 | 7 番 | 内田 耕臣 | 8 番 金栗 孝義 |
| | 9 番 | 池田 好博 | 10 番 | 亀崎世志矢 | |

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(1名)

11 番 上妻美津子

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(16名)

| | | | | |
|--------|-------|-------|------|--|
| 菊水中央区域 | 猪口 琢真 | 石原 武則 | | |
| 菊水南区域 | 上田 憲一 | 前淵慎一郎 | | |
| 菊水東区域 | 川原 京一 | 庄山 慶司 | | |
| 菊水西区域 | 坂本 正則 | 福永 泰信 | | |
| 緑区域 | 竹下 周三 | 上妻 芳樹 | 牛島 繁 | |
| 神尾区域 | 渡辺 秀敏 | 古閑原秀春 | 中畑 昇 | |
| 春富区域 | 三串 直人 | 柿原 学 | | |

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(1名)

春富区域 渡辺 陽三

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 和水町農業委員会事務局職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

7 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局長 松尾 修

参 事 西川 佳孝

参 事 庄山 桂太郎

8 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、平成31年4月 和水町農業委員会総会を、開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。

本日は、11名中10名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

——— 会長挨拶 ———

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、

「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、

8番 金栗委員 と 9番 池田委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「和水町農業委員会事務職員の任免について」を、議題とします。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第1号「和水町農業委員会事務職員の任免について」です。

農業委員会等に関する法律第20条の第3項の規定に基づき、職員の任免は、農業委員会が行うことになっています。事後承認にはなりますが、4月1日付けで人事異動がありましたので、今回、議案として提案させていただいています。

——— 事務局が、議案第1号 について説明 ———

以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

4月1日付けの辞令発令ということで、今回の総会に提案しています。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第1号については、原案のとおり決定しました。

今回の人事異動で、建設課へ異動された「渡邊係長」には、大変お疲れさまでした。

また、農業委員会へ異動して来られた「西川参事」には、和水町の農業の発展に頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、農業委員会に来られました「西川参事」に挨拶をお願いします。

事務局 西川

—— 西川参事挨拶 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。
農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

—— 事務局が、申請番号 7～10 について説明 ——
申請番号 7～10 売買

案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。
申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。
申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。農業委員会が定める30aを上回っています。
申請番号9は、空き家に付属した農地の別段面積の1a以上です。

最後に、「地域との調和要件」です。
取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われれます。

以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第2号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第2号については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。

申請番号7 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号7 について説明 ——
申請番号7 所有権移転（売買）・一般住宅

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

これまでも申請あった4区画の分譲地の3区画目の案件になります。
譲受人は、現在アパートで生活をされていますが、子供の成長に伴い、一般住宅として、転用されるものです。
給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ放流し、雨水は北側の排水路へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。
「農地区分」及び「立地基準」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、
既存の集落に接続して住宅を建てられるということで、許可可能と判断します。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成31年12月末日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、南西側に農地はありますが、周囲は宅地です。平屋建てであり、周囲への影響はないと考えられます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号7について、3番 平山委員 の報告をお願いします。

3番 平山

申請番号7について、3番 平山 が報告します。
4月5日に、猪口推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、これまでも申請があった4区画の3区画目です。
菊水中央小学校から北東へ80m程にある畑で、現地は保安全管理してありました。
給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は北側排水路に放流
されます。平屋建てであり、周囲への影響は無いと考えます。
審議方、よろしく申し上げます。

議長 荒木

次に、申請番号8 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号8 について説明 ——
申請番号2 所有権移転(売買)・採掘場の緩衝帯

譲受人は、砕石業の株式会社であり、採掘場の粉じんや騒音を防除するための
緩衝帯として、転用されるものです。
事業面積は、117,000㎡(11町7反)で、山林を含む今回の取得面積が、
9,824㎡(約9反8畝)、その内農地面積が、今回の3,927㎡(約4反)です。
申請地を、現状のまま緩衝帯として利用されるため、給水・排水は発生しません。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。
「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となってい
ない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代
替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認した
ところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、
現状のまま緩衝帯として利用されるため、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断して、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲は町道と山
林・申請者の採掘場のため、農地への日照、通風など、営農上への支障はありませ
ん。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 荒木

続いて、申請番号8について、竹下推進委員 の報告をお願いします。

竹下推進委員

申請番号8について、竹下 が報告します。
4月4日に、荒木会長と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、県道玉名立花線の猿掛橋の手前から南東へ800mほど行った町道沿
いであり、栗を含む畑として、保安全管理してありました。
周囲に農地は無く、営農上への支障はありません。
審議方、よろしく申し上げます。

議長 荒木

ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告が
ありました。
議案第3号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木 無いようですので、採決をします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木 ありがとうございました。
議案第3号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木 次に、議案第4号「農地法第5条事業計画変更について」です。
申請番号1 について、事務局の説明をお願いします。

—— 事務局が、申請番号 1 について説明 ——

事務局 松尾 申請番号1 所有権移転（売買）・建売住宅

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

平成29年2月23日付けで、熊本県の農地法第5条許可が出ている案件の事業計画の変更による申請です。
申請人は、町外の不動産業者です。当初、建売住宅を4棟、建築予定でしたが、整地中に高低差のある北側の土壌が脆弱であることが判明し、3棟へ事業計画を変更してあります。
実際、平成29年度の豪雨により被害が発生しています。
以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木 ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号1について、猪口委員 の報告をお願いします。

猪口推進委員 申請番号1について、猪口 が報告します。
4月5日に、平山委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、菊水中学校の県道反対側の東側60m程の宅地です。
事務局の説明どおり、現況は、住宅が3棟建築してありました。北側の傾斜面は、被害も発生しており、建築の計画変更は仕方がないものと思われま

審議方、よろしくをお願いします。

議長 荒木 ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第4号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

議長 荒木 この案件は、これから4棟目が建つということはないのですか。

事務局 松尾 はい、その可能性はありません。

竹下推進委員 法面の補強は、ちゃんとしてあるのですか。

事務局 松尾 下が町道ですので、下部は町建設課を通して補強はしてあります。ただ、上部の法面は、どうしても脆弱ですので、4棟目の建築についてはできない状態です。

福永推進委員 1度崩れたところは、また崩るるですもんね。

議長 荒木 何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木 無いようですので、採決をします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木 ありがとうございました。
議案第4号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を、議題とします。

今回、申請番号60～62 は、有働委員が関与される案件です。
また、申請番号66・68 は、亀崎委員が関与される案件です。
議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾 各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、各位、ご覧ください。
「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

——事務局が、申請番号 52～59・63～65・67・69～77 について説明——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくをお願いします

議長 荒木 ただ今、事務局から、議案第5号について説明がありました。
申請番号61～62・66・68を除く、議案第5号 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木 無いようですので、採決をします。
申請番号61～62・66・68を除く、議案第5号 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木 ありがとうございました。
申請番号61～62・66・68を除く、議案第5号 については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木 次に、申請番号60～62 について、審議します。
有働委員、退室をお願いします。

—— 有働委員、退室 ——

議長 荒木 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾 —— 事務局が、申請番号60～62 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木 ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号60～62 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木 無いようですので、採決をします。
申請番号60～62 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木 ありがとうございます。
申請番号60～62 については、原案のとおり決定しました。
有働委員の入室を、お願いします。

—— 有働委員、入室 ——

議長 荒木 次に、申請番号66・68 について、審議します。
亀崎委員、退室をお願いします。

—— 亀崎委員、退室 ——

議長 荒木 それでは、事務局の説明をお願いします。

—— 事務局が、申請番号66・68 について説明 ——

事務局 松尾 以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木 ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号66・68 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木 無いようですので、採決をします。
申請番号66・68 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木 ありがとうございます。
申請番号66・68 については、原案のとおり決定しました。
亀崎委員の入室を、お願いします。

—— 亀崎委員、入室 ——

議長 荒木 続いて、「農業経営基盤強化促進法による農地中間管理権の取得について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾 「農業経営基盤強化促進法による農地中間管理権の取得について（農用地利用集積計画の公告）」についてです。

熊本県の「農地集積加速化事業」による、町指定の集積促進地区としての、板楠西 小原地区の「農用地利用集積計画」の公告です。

合計 59筆、62,509㎡です。

この事業により、熊本県より「合意形成交付金」10a当たり5,000円と「農地集積交付金」10a当たり20,000円が交付される予定です。

—— 事務局が、申請番号 1～22 について説明 ——

事務局 松尾 以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木 ただ今、事務局から、「農業経営基盤強化促進法による農地中間管理権の取得について」、説明がありました。この議案について、何か質問等がありましたら、お願いします。

議長 荒木 これは、地元出身の副町長が主になって、進められている案件です。板楠西区は、もっと対象地が広いので、これからもっと事業面積が増えるものと思われます。

福永推進委員 営農組合は、立ち上がっているのですか。

事務局 松尾 担当課が農林振興課になりますので、時期までは把握していませんが、立ち上がっています。

先程の説明で、使用貸借権の説明をしましたが、その方達3名と副町長が主となって、集積を進められた結果です。

会長からも話しがありました。板楠西区は、今回の小原地区と有山地区の2地区がありまして、まずは副町長の地元である小原地区を集積して、次に有山地区に拡大していかれる予定と伺っています。

福永推進委員 基盤整備はされないんですか。

事務局 松尾 基盤整備が最近終わったので、集積を図られたのもあります。

上妻推進委員 農業公社の経営面積の24,623㎡は、どこを耕作されているのですか。

事務局 松尾 和水町全体で、農業公社を通じた賃借の合計面積になります。

有働委員 報告第1号に合意解約の期限が平成32年とか平成33年とかありますが、25,000円の補助金を交付されたいがためと感じられますが、利用権設定というのは5年間賃借しないと、補助金を返還しないといけないんですよね。ですから、補助金を返して、農業公社へ貸されるんですよね。

事務局 松尾 報告第1号の時に、説明をする予定だったのですが、おっしゃるように5年以上の賃借で、農地流動化補助金が町から交付されます。農地の貸し借りについては、個人での貸し借りより、今回のように営農組織を立ち上げて集積した方が、農地に

とつても、地元にとつても素晴らしい成果があるわけです。そういう訳で、公社を通して貸借する場合には、補助金を返さなくてもいいという例外規定があるわけです。

議長 荒木 農地をまとめるための、優遇措置です。

有働委員 特例がある訳ですね。それは、知りませんでした。

事務局 松尾 昨年の8月から、和水町も農業委員に加えて、農地利用最適化推進委員も新設されましたが、これは、国ができるだけ担い手に農地を集め、また、バラバラでは効率が悪いため、できるだけ圃場を集めて、農業をしやすくしたいという意向です。現在、高齢化等で、ものすごい勢いで離農される方がたくさんいらっしゃいます。こういったことを含めて、これまでも、上板楠地区・平野地区・岩地区が事業をされています。

農地を集約・集積できたという非常に良い事例ですので、委員さんは、非常に忙しくされていますが、地元の農地を守るということで、頑張ってくださいますようよろしくお願いします。

上妻推進委員 機械利用組合でも、できるのですか。

事務局 松尾 そうですね、機械利用組合を法人化されて、されればできます。

議長 荒木 今回の農業委員・推進委員の仕事が、集積・集約ですので、頑張ってくださいたいと思います。

他に何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木 無いようですので、採決をします。

「農業経営基盤強化促進法による農地中間管理権の取得について」、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木 ありがとうございました。
議案第5号については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木 これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾 荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

16ページを、ご覧ください。

農地法第18条（通知）ということで、農地の賃貸借の解約の通知になります。板楠西 小原地区の集積計画の公告の案件に関連して、今回、解約が11件です。

7 その他（連絡事項） 事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。

これもちまして、平成31年4月 和水町農業委員会総会を、閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署名委員 8番

署名委員 9番

会議録調製者 松尾 修
本誌（表紙除く） 11頁